

こっし 骨子	あん 案
<p>(前文)</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な情報を取得・利用したり、他者と相互理解を深めることは、日常生活や社会生活において必要不可欠であること 私たちの暮らしの中には、障がいの特性等に応じたコミュニケーションを図るための多様な手段があること 障がい者等が自らコミュニケーション手段を選択し、利用できる機会が可能な限り確保されるよう取り組む必要があること 障がいの特性等に応じたコミュニケーション手段への理解および普及促進等を図ることにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らせる地域社会を目指すこと 	<p>(前文)</p> <p>すべての市民にとって、必要な情報を取得しおよび利用したり、他者とコミュニケーションを図りながら相互理解を深めることは、日常生活や社会生活において必要不可欠なものです。</p> <p>私たちの暮らしの中には、音声言語、文字言語のほか、点字、手話などの障がいの特性に応じて情報を取得しおよび利用し、コミュニケーションを図るための多様な手段がありますが、自らの特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用できる機会が十分に確保されないことにより、日常生活や社会生活において生きづらさを感じている人もいます。</p> <p>すべての市民が社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加するためには、障がい者等が自らコミュニケーション手段を選択し、利用できる機会が確保されるよう、市、市民、事業者がそれぞれの責務や役割を認識し、一体となって取り組んでいく必要があります。</p> <p>このことから、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、障がい者等の社会参加の機会が確保され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指すこと、この条例を制定します。</p>

こっし 骨子	あん 案
<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本理念を定め、市の責務および市民、事業者の役割を明らかにすること 障がい者等のコミュニケーション手段に関する施策を推進すること 上記により、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らせる地域社会の実現を目指す <p>(用語の定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者等 コミュニケーション手段 コミュニケーション支援者 市民 事業者 	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進について基本理念を定め、市の責務ならびに市民および事業者の役割を明らかにするとともに、障がい者等のコミュニケーション手段に関する施策を推進することにより、障がい者等の社会参加の機会が確保され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指すことを目的とします。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 障がい者等 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、高次脳機能障がいや難病その他の心身の機能の障がいがある者で、日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいいます。</p>

こっし 骨子	あん 案
	<p>(2) コミュニケーション手段 点字, 拡大文字, 代読, 代筆, 手話(触手話 または弱視手話を含む), 要約筆記, 筆談, 指点字, 代替音声, 口文字, 透明文字盤, 重度障がい者用意思伝達装置, 平易な表現, 絵図, 絵文字, 記号, 身振り, 手振り, 情報通信機器その他障がい者等が情報の取得 および利用ならびに他者と意思疎通を図るための手段をいいます。</p> <p>(3) コミュニケーション支援者 障がい者等と他者の間でコミュニケーション手段を使用する際に, 障がい者等のコミュニケーションを支援する者をいいます。</p> <p>(4) 市民 函館市自治基本条例第2条第1号に規定する市民をいいます。</p> <p>※函館市自治基本条例(抜粋) 第2条(1) 市民 市内に住所を有する者, 市内に通勤し, または通学する者および市内で活動する法人その他の団体をいいます。</p> <p>(5) 事業者 市内に事業所または事務所を有し, 事業を営む個人または法人その他の団体をいいます。</p>

こっし 骨子	あん 案
<p>(基本理念)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者等が、自ら選択したコミュニケーション手段により情報の取得・利用および意思疎通を図ることが尊重されること <p>(市の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいの特性等に応じたコミュニケーション手段への理解と普及促進についての施策を推進すること <p>(市民の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本理念に対する理解を深めること 市の施策に協力するよう努めること <p>(事業者の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本理念にのっとり、自らの事業において、障がい者等が、障がいの特性等に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための必要な配慮を行うこと 市の施策に協力するよう努めること 	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、障がい者等が自ら選択したコミュニケーション手段により情報を取得しおよび利用しならびに意思疎通を図ることが尊重されることを基本として行われなければなりません。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、前条の基本理念(以下、「基本理念」という。)にのっとり、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するものとします。</p> <p>(市民の役割)</p> <p>第5条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとします。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業において、障がい者等が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための必要な配慮を行うとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとします。</p>

<p>こっし 骨子</p>	<p>あん 案</p>
<p>(施策の推進) ・市が推進する施策 ①コミュニケーション手段への理解および普及促進に関すること ②障がいの特性等に応じたコミュニケーション手段による情報の取得および利用に関すること ③障がいの特性等に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりに関すること ④コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供に関すること ⑤コミュニケーション支援者の確保および養成に関すること ⑥災害時等における情報の伝達およびコミュニケーションの支援に関すること</p>	<p>(施策の推進) 第7条 市は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関して、次の各号に掲げる施策を推進するものとします。 (1) コミュニケーション手段への理解および普及促進に関する施策 (2) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段による情報の取得および利用に関する施策 (3) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりに関する施策 (4) コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供に関する施策 (5) コミュニケーション支援者の確保および養成に関する施策 (6) 災害時等における情報の伝達およびコミュニケーションの支援に関する施策</p> <p><u>たいざいしゃとう たいおう</u> (滞在者等への対応) 第8条 市は、前条の施策を行うにあたっては、本市を訪問し、または本市に滞在する障がい者等の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用に配慮するものとします。</p>

資料2 函館市障がい者コミュニケーション条例（仮称）案について

<p>こっし 骨子</p>	<p>あん 案</p>
<p>ざいせいじょう そち (財政上の措置)</p> <p>いにん (委任)</p>	<p>ざいせいじょう そち (財政上の措置)</p> <p>だいじょう し ぜん じょう しさく すいしん ひつよう ざいせいじょう そち こう 第9条 市は、前2条の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講 ずるよう努めるものとします。</p> <p>いにん (委任)</p> <p>だいじょう この じょうれい しこう かん ひつよう じこう しちよう べつ さだ 第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。</p>